

令和8年度県産日本酒等の海外展開支援業務仕様書

1 業務名

令和8年度県産日本酒等の海外展開支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

本県では、地域ブランド力の高い「日本酒」と「牡蠣」を重点品目と位置づけ、「広島らしさ」に焦点を当てながら、海外市場への浸透を図っている。

本県を訪れる外国人観光客の約半数は欧米豪からであり、特にフランスからの観光客も多く、2014年からは、「食の都」として知られるフランスを中心に、県産日本酒のブランド化推進に取り組んでいる。この結果、フランスでの県産日本酒の認知度は着実に高まっている。

今後は、県産日本酒のテロワール（産地特有の風土）の訴求と牡蠣との組み合わせによるプロモーションを実施し、相乗効果を活かしながらフランスをはじめとした欧州市場でのブランド化と販路拡大を図っていく。

また、今年5月には世界最大級の酒類品評会であるIWC2026「SAKE部門」審査会を広島で開催したことで、県産日本酒への海外審査員などの注目度が高まっており、これを一過性のものに終わらせず、プレミア市場獲得につなげるため、IWC「SAKE部門」の最高賞「チャンピオン・サケ」などの発表が行われるイギリス・ロンドンでのアワード・ディナー等に参加し、県産日本酒のプロモーションを実施する。

さらに、今後成長が見込まれるアジア市場に向けて、試行的な取組として「日本酒」と「牡蠣」の組み合わせによるプロモーションも展開し、その可能性を探っていく。

4 業務内容

(1) ロンドンにおける県産日本酒等プロモーション及び添乗業務

ア レストランでの県産日本酒等のプロモーション

概要	県産日本酒と牡蠣を組み合わせたプロモーションの実施
日時	令和8年9月8日（火）11:30～14:00（予定）
会場	YASHIN OCEAN HOUSE（117-119 Old Brompton Road South Kensington London SW7 3RN）
参加者	20名程度（輸入業者、現地バイヤー、現地メディア、県内酒蔵等）
業務内容	輸入業者、現地バイヤー、現地メディアを対象とした、県産日本酒と牡蠣を使ったペアリングランチ会を開催する。 イベント企画・運営は『IWC2026「SAKE部門」ひろしま開催実行委員会※1』が業務委託する現地の事情に詳しいコーディネーターが実施する。このため、本業務においては、現地コーディネーターと連携し、イベントにおける参加者提案・調整を行うこと。

	<p>①参加者の提案・調整 参加者（輸入業者、現地バイヤー、メディア等）の提案（3名以上）及び調整 ※参加者については、発注者と協議の上決定する。</p> <p>②情報発信 イギリス等欧州及び日本国内に向けた情報発信</p>
企画提案事項	<ul style="list-style-type: none"> 参加者候補（輸入業者、現地バイヤー、メディア等）を提案すること。 提案する参加者候補の事業者名と選定理由を記載すること。 業務スケジュール、実施体制 <p>※現地コーディネーターは日本人であるため、調整言語は日本語を見込むが、関係者においては使用言語が英語の者もいるため、実施体制内には英語通話が可能な者を含めること。</p>

※1 IWC2026「SAKE 部門」ひろしま開催実行委員会 構成団体（16 団体）
広島県酒造組合、広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、神石高原町

イ トップセールス等訪問先の提案・調整

概要	県幹部が現地メディア等を訪問し、トップセールスを実施
日時等	[候補日時] 9月7日（月）午後、9月8日（火）午前、9月9日（水）午前 [場 所] ロンドン市内およびその近郊を想定
対象	輸入業者、現地バイヤー、メディア、旅行会社、行政機関 等
業務内容	日本酒のプロモーションや販路拡大につながる有力な訪問先の提案・調整
企画提案事項	<ul style="list-style-type: none"> 訪問先候補（輸入業者、現地バイヤー、メディア等）を提案すること。 提案する参加者候補の事業者名と選定理由を記載すること。

ウ IWC アワード・ディナー会場における県産日本酒ブースの通訳配置

概要	県産日本酒の試飲提供及びPRの実施
実施日時	令和8年9月8日（火）20:00～22:00（予定）
会場	IWC アワード・ディナー会場「ギルドホール」（Gresham St, London EC2V 7HH）
参加者	IWC 受賞蔵、大使館等政府関係者、輸入業者、現地バイヤー、メディア 等
業務内容	日・英通訳ができるスタッフ1名を配置し、来場者対応

エ 添乗業務

期間	令和8年9月6日（日）～10日（木）
場所	フランス・パリ市内及びイギリス・ロンドン市内（予定）
業務内容	通訳及び添乗業務（タクシーや高速列車等の交通手段の手配等・ホテルチェックイン・チェックアウト支援、荷物発送支援 等）

スケジュール (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>時間</th> <th>行程</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">9/6 (日)</td> <td>18:00</td> <td>シャルル・ド・ゴール空港 到着</td> <td rowspan="2">パリ</td> </tr> <tr> <td>19:30</td> <td>ホテルチェックイン (パリ市内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">9/7 (月)</td> <td>8:30</td> <td>ホテルチェックアウト</td> <td rowspan="8">ロンドン</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>関係者との打ち合わせ</td> </tr> <tr> <td>13:00</td> <td>パリ北駅 出発</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>ロンドン・セントパンクラス駅 到着</td> </tr> <tr> <td>15:30</td> <td>【トップセールス等】</td> </tr> <tr> <td>17:00</td> <td>ホテルチェックイン (ロンドン市内)</td> </tr> <tr> <td>18:00</td> <td>関係者との会食</td> </tr> <tr> <td>21:00</td> <td>ホテル</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">9/8 (火)</td> <td>9:00</td> <td>【トップセールス等】</td> <td rowspan="5">ロンドン</td> </tr> <tr> <td>11:30</td> <td>レストランイベント (YASHIN OCEAN HOUSE)</td> </tr> <tr> <td>14:30</td> <td>滞在ホテル又は近隣で着付け想定</td> </tr> <tr> <td>17:00</td> <td>IWC アワード・ディナー会場 到着 (ギルドホール)</td> </tr> <tr> <td>22:00</td> <td>ホテル</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">9/9 (水)</td> <td>9:00</td> <td>【トップセールス等】</td> <td rowspan="3">ロンドン</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>IWC 受賞酒試飲会 (在英日本国大使館)</td> </tr> <tr> <td>21:00</td> <td>ホテル</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9/10 (木)</td> <td>9:00</td> <td>ホテルチェックアウト</td> <td rowspan="2">ロンドン</td> </tr> <tr> <td>10:00</td> <td>ロンドンヒースロー空港 到着</td> </tr> </tbody> </table>			日付	時間	行程	場所	9/6 (日)	18:00	シャルル・ド・ゴール空港 到着	パリ	19:30	ホテルチェックイン (パリ市内)	9/7 (月)	8:30	ホテルチェックアウト	ロンドン	9:00	関係者との打ち合わせ	13:00	パリ北駅 出発	15:00	ロンドン・セントパンクラス駅 到着	15:30	【トップセールス等】	17:00	ホテルチェックイン (ロンドン市内)	18:00	関係者との会食	21:00	ホテル	9/8 (火)	9:00	【トップセールス等】	ロンドン	11:30	レストランイベント (YASHIN OCEAN HOUSE)	14:30	滞在ホテル又は近隣で着付け想定	17:00	IWC アワード・ディナー会場 到着 (ギルドホール)	22:00	ホテル	9/9 (水)	9:00	【トップセールス等】	ロンドン	16:00	IWC 受賞酒試飲会 (在英日本国大使館)	21:00	ホテル	9/10 (木)	9:00	ホテルチェックアウト	ロンドン	10:00	ロンドンヒースロー空港 到着
	日付	時間	行程	場所																																																					
	9/6 (日)	18:00	シャルル・ド・ゴール空港 到着	パリ																																																					
		19:30	ホテルチェックイン (パリ市内)																																																						
	9/7 (月)	8:30	ホテルチェックアウト	ロンドン																																																					
		9:00	関係者との打ち合わせ																																																						
		13:00	パリ北駅 出発																																																						
		15:00	ロンドン・セントパンクラス駅 到着																																																						
		15:30	【トップセールス等】																																																						
		17:00	ホテルチェックイン (ロンドン市内)																																																						
		18:00	関係者との会食																																																						
		21:00	ホテル																																																						
	9/8 (火)	9:00	【トップセールス等】	ロンドン																																																					
		11:30	レストランイベント (YASHIN OCEAN HOUSE)																																																						
		14:30	滞在ホテル又は近隣で着付け想定																																																						
		17:00	IWC アワード・ディナー会場 到着 (ギルドホール)																																																						
		22:00	ホテル																																																						
	9/9 (水)	9:00	【トップセールス等】	ロンドン																																																					
		16:00	IWC 受賞酒試飲会 (在英日本国大使館)																																																						
		21:00	ホテル																																																						
9/10 (木)	9:00	ホテルチェックアウト	ロンドン																																																						
	10:00	ロンドンヒースロー空港 到着																																																							

【県幹部用車両手配：上記スケジュール参照】

9/6 (日)	①空港からパリ市内ホテルまで	5人分の車両手配 (人数分スーツケース積み込み可)
9/7 (月)	①パリ市内ホテルからパリ北駅まで ②ロンドン・セントパンクラス駅から市内ホテルまで	〃
9/8 (火)	①ホテルからレストラン「YASHIN OCEAN HOUSE」まで ②レストランから着付け会場まで ③着付け会場からギルドホールまで ④ギルドホールからホテルまで	5人分の車両手配
9/9 (水)	①ホテルから訪問先まで ②①訪問先から在英日本国大使館まで ③在英日本国大使館からホテルまで	5人分の車両手配
9/10 (木)	①ホテルから空港まで	5人分の車両手配 (人数分スーツケース積み込み可)

(2) アジア地域における県産日本酒及び牡蠣等の販路拡大支援業務

概 要	県内企業の新たな商流の開拓・確立に向けた取組支援の実施
参 加 者	現地輸入業者・バイヤー・県内企業 等
業務内容	<p>県内事業者の新規商流の開拓・既存商流の拡大に向けて、現地の輸入業者・バイヤー等との商談の場を創出し、アジア圏における県内事業者の輸出促進につなげること。</p> <p>①企画・運営等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象国・地域を選定し、本業務を実施すること。 ・企画、運営、会場確保、司会・進行、通訳、参加者との調整など、イベント開催に係るすべての業務を行うこと。 ・実施方法・時期・回数は提案によるものとする。なお、商談会は現地で参加できない県内事業者がいることを念頭に、オンライン形式の実施も想定すること。 <p>②参加者の提案・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業に参加する県内酒蔵や牡蠣生産者、加工業者等を提案し、4社以上と連携して事業実施すること。提案にあたり、対象国への販路拡大を希望する参加者の現状の課題と取組目標を明確にすること。 ・商談参加者候補（現地の輸入業者・バイヤー等）を提案し、イベント参加に向けた調整を行うこと。 <p>※参加者については、発注者と受託者で協議の上決定するものとする。</p> <p>③事業で使用する県産品の調達及び現地への輸送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業で使用する日本酒や牡蠣等県産品を各社から調達し、実施会場等へ納品すること。 <p>④通訳手配</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別企業の商談に対応できる通訳を必要に応じて設置すること。
企画提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象国の選定理由、商流の開拓・確立に向けた展開可能性 ・商談等の実施企画 ・実施計画、実施体制、スケジュール

(3) 共通業務

ア 広報

概 要	県産日本酒等の認知向上に向けた広報の実施
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発信力や拡散力のある現地メディア等を提案するとともに、各イベントに関連した取材を行い、メディアへの掲載につなげること。
企画提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現地メディア等の事業者名と選定理由

イ マーケティング調査及び参加企業等のフォローアップ

概要	現地及び参加した県内企業の評価に関するレポートの作成
業務内容	商談会等の終了後、販路拡大に繋がるよう、アンケートやフォローアップ等を実施

ウ その他

事業目的を達成するために、効果的な提案があれば受託者による企画提案も可能。
受託者は業務の進め方や方向性等について、発注者と十分協議した上で当該業務を行うこと。

5 成果指標

(1) 欧州	・メディア露出件数：5 媒体以上
(2) アジア	・メディア露出件数：3 媒体以上 ・商談等件数：5 件以上

6 委託料限度額

15,380,000 円（消費税及び地方消費税含む）

7 委託経費

委託に係る経費は次のとおりとし、委託期間中に支払いを完了したものとする。

- ・人件費
- ・通訳費
- ・旅費
- ・通信費
- ・輸送費
- ・翻訳費
- ・添乗員の人件費（交通費、宿泊費を含む）
- ・会場費、借上費等
- ・その他、業務に必要な経費（事前に委託者の承諾を得たものに限る）

8 成果物及び報告書等の提出

(1) 提出物

- ・本業務において制作した広報物等の完成データ

※納品時は、制作した現物と併せて電子データも納品することとする。全てのコンテンツは、CD-R等に保存し、納品すること。

(2) 実績報告書

ア 報告内容：実施内容、成果（掲載媒体などの報告）、実施内容の分析・考察、事業を通じて発現した課題、次年度以降に実施が有効と思われる手法、経費の精算など

イ 提出期限：事業完了の日から起算して 20 日以内

ウ 提出物：実績報告書（別記様式第 5 号）、事業報告書（様式任意）

9 成果物の著作権等

- (1) 本業務による成果物に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む。）は、納品日以降、発注者に帰属し、発注者は本業務による成果物を自ら使用する他、第三者に使用を許諾できるものとする。ただし、発注者に譲渡することができない適切な理由がある場合で、事前に発注者の承諾を得たときはこの限りでない。この場合、発注者は当該許諾条件の範囲内で著作権を有するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) 成果物は 1 次利用及び 2 次利用共に無償で使用できるようにすること。

10 業務の適切な実施に関する事項

- (1) 関係法令の遵守
受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務の効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 個人情報保護
委託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏洩、滅失および棄損の防止、その他個人情報の保護に努めること。その他個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。
- (4) 守秘義務
受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用することはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

11 その他留意事項

- (1) 業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを必要に応じて随時実施する。
- (2) 国際情勢の変化等、特別の事情が生じた場合は、双方協議の上、委託条件等を変更できるものとする。
- (3) 本業務委託仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、委託者と受託者が誠意を持って協議し、決定することとする。
- (4) 本事業期間中にウイルス等の世界的な蔓延状況により、事業の遂行が困難と判断した場合は、延期または中止とし、それまでに要した経費は精算払いとする。

12 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託業務に係る経費の収支を明らかにするため、これに関する帳簿及び証拠書類を整理するものとし、委託業務完了の日の属する年度の終了後 10 年間、これを保存する。
- (2) 業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを、必要に応じて随時実施する。
- (3) 特別の事情が生じた場合は、双方協議のうえ、委託条件等を変更できるものとする。
- (4) その他、委託業務の遂行上、必要と認められるもので、この仕様書に定めのない事項が生じた場合及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議のうえ定める。